

明治大学男女共同参画推進基本計画

2016年12月1日施行

I 基本理念

明治大学（以下「本学」という。）は、1881年の創立以来、「権利自由」・「独立自治」を建学の精神とし、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く社会に浸透させてきた。

そして「個」の確立を基礎とした教育方針は、「個を強くする大学」という理念に継承され、本学は、これまで多様な人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献してきた。また、女性の社会進出を支えるための高等教育の道を拓き、その結果、日本初の女性弁護士、裁判官及び高等裁判所長官を輩出する等、男女共同参画を早くから体現している。

1999年に施行された男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付けている。また、2016年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）では、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備を目的としている。

本学は、これら建学の精神、法令、校規等に基づき、明治大学男女共同参画推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、学校法人明治大学及びその設置学校のすべての構成員が活動を行う環境において、社会情勢の変化に対応するとともに、同心協力して男女共同参画を推進することにより、もって本学の教育・研究及び大学経営・運営並びに社会の発展に寄与していくこととする。

II 基本方針

本学は、男女共同参画の視点に立って「基本計画」を次の基本方針の下で進めていく。

- 1 男女共同参画を促進するための教育・研究体制の構築
- 2 ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進
- 3 意識改革と理解の促進
- 4 次世代の女性研究者育成
- 5 意思決定過程における女性リーダーの養成
- 6 地域社会等との連携
- 7 国際化への対応

III 行動計画

基本方針の実現に向けて、次のとおり行動計画を策定する。

1 男女共同参画を促進するための教育・研究体制の構築

教育・研究体制における男女共同参画の推進に向けて、公正かつ客観的に行った評価に基づき、女性の教員・教諭・研究者・職員を積極的に採用する。特に女性専任教員(助手を除く。)については、在籍比率20%、採用比率25%を達成することを目指す。

2 ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進

年齢、性別等にかかわらず、教育・研究・就業と生活の調和を目指し、子育て支援の充実、介護支援等の環境整備を進めるとともに、多様な働き方の整備等に積極的に取り組む。

3 意識改革と理解の促進

教職員等を対象とした「男女共同参画」及び「ダイバーシティ&インクルージョン」に関するシンポジウム、セミナー等を開催し、「オール明治」として取り組むべき課題を示すことによって当事者意識の向上を図る。

4 次世代の女性研究者育成

将来性豊かな次世代女性研究者の育成のため、キャリアパス相談の実施、ロールモデルの提示等により、教育・研究への関心・理解の促進に努める。また、大学、大学院、付属校等が連携を図り、オープンキャンパス、高大連携プログラム等の施策を展開し、女性研究者の裾野の拡大を図る。

5 意思決定過程における女性リーダーの養成

大学経営・運営の意思決定における男女共同参画の推進に向けて、トップのリーダーシップにより、女性がリーダーとして飛躍するための支援制度体制等を整備し、女性の法人・大学役職者及び事務管理職の比率を高める。特に事務管理職については、女性職員の占める割合について15%を目標とする。

6 地域社会等との連携

大学及び付属校が千代田区、杉並区、中野区、川崎市及び調布市の各キャンパスに拠点を置いていることから、各所在地の行政機関のほか、他大学、企業その他諸機関等と連携して男女共同参画の取組を推進し、社会・地域の発展に貢献していく。

7 国際化への対応

スーパーグローバル大学創成支援事業採択校として、グローバル社会に対応していくための教育・研究体制を構築し、外国人研究者及び留学生にも配慮した国際的視点に基づく男女共同参画を推進する。

IV 実施期間

この基本計画の実施期間は、2016年度から2019年度までとする。

以上